答申第 1117 号

諮問第 1785 号

件名:特定の生徒に関する懇談記録に添付された鑑文の不開示(不存在)決定に 関する件

答申

## 1 審査会の結論

愛知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、別記に掲げる文書 (以下「本件請求対象文書」という。)について、不存在を理由に不開示とし たことは妥当である。

# 2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。)に基づき令和 5 年 11 月 16 日付けで行った開示請求に対し、教育委員会が同月 29 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 (略)

# 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書の記載内容から、本件請求対象文書は、愛知県立 B 特別支援学校(以下「B 特別支援学校」という)から教育委員会教育部特別支援教育課(以下「特別支援教育課」という。)に提出された、令和〇年〇月〇日の懇談記録(以下「本件懇談記録」という。)に添付された送付文(以下「鑑文」という。)であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件開示請求に先立ち、審査請求人は、令和5年9月13日付けで、「令和〇年〇月〇日、愛知県立B特別支援学校で、女子生徒に対する指導について、保護者に、学校側が説明を行った。その時の話し合いの内容を後日書き起こし、C元校長が教育委員会に提出した。その提出された書き起こし文書の開示を求めます。」との行政文書開示請求を教育委員会に対して行った。

これを受けて、教育委員会は、同月 28 日付けで、対象行政文書として 本件懇談記録を特定し、その一部を不開示とする一部開示決定を行い、不 開示部分を黒塗りで加工した本件懇談記録の写しを送付した。

イ 審査請求人は、令和5年11月16日付けで、「愛知県立B特別支援学校、C元校長が提出した〇年〇月〇日に行われた、女子生徒に関する話し合いの書き起こしに添付された鑑文」との行政文書開示請求を教育委員会に対して行った(本件開示請求)。また、本件開示請求の開示請求書には、「一部の発話者以外、話し合いの内容がすべて黒ぬりであったので、この文書が、何についてのものなのか分かる鑑文の開示を請求します。」との記載があった。

これを受けて、教育委員会は、同月 29 日付けで、開示請求に係る行政 文書を作成又は取得していないとして、本件不開示(不存在)決定を行っ た。

本件審査請求は、この本件不開示(不存在)決定について不服があるとして提起されたものである。

ウ 審査請求人は、審査請求書において、最初に開示された文書は、行政文書であって、B 特別支援学校で文書番号を取得し、同校で起案し、C 元校長名で提出されたはずであって、起案用紙と同じ文書番号が付いた書類があるはずである旨主張するので、これらの主張に対して、以下弁明する。

なお、審査請求人の言う「文書件番号」とは、B 特別支援学校において、 行政文書のうち一般文書について処理経過を把握するために付番した「文 書番号」であり、文書件名や採番した通しの文言番号等を記入する付番用 の行政文書ファイル「文書件名簿」があることを申し添える。

本件懇談記録は、B 特別支援学校が、令和〇年〇月〇日に行われた女子生徒にする話し合いの内容を記録するために作成し、特別支援教育課に提出した行政文書である。

本件懇談記録は、令和〇年〇月〇日にB特別支援学校から特別支援教育課の担当者にメールで提出されたものである。特別支援教育の担当者に届いたメールの有無を確認したが、メール文は消去されて残っていなかった。

次に、特別支援教育課から各特別支援学校等に対して文書の提出を依頼する場合には、鑑文を求めることがあるが、本件懇談記録は、B 特別支援学校が特別支援教育課への提出を判断したものであり、特別支援教育課から B 特別支援学校に対して本件懇談記録の提出を依頼しておらず、鑑文の添付を求めてもいない。

B 特別支援学校は特別支援教育課に本件懇談記録を提出するに当たり、 文書番号を取得しておらず、鑑文は作成していない。特別支援教育課においても、B 特別支援学校から、メールにより本件懇談記録を受領したのみであり、鑑文を取得していない。

エ さらに、特別支援教育課及び B 特別支援学校において、B 特別支援学校 から本件懇談記録を特別支援教育課に提出するにあたり、起案、決裁がされ、作成者等が記載されている文書が他にあることも考えられることから、

念のため特別支援教育課及びB特別支援学校において請求内容に合致する 文書を探索したが、存在しなかった。

#### (3) 結語

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない ため、不存在による不開示決定をしたものである。

## 4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象文書は、B 特別支援学校から特別支援教育課に提出された、令和〇年〇月〇日の懇談記録に添付された鑑文であると解される。

- (2) 本件請求対象文書の存否について
  - ア 実施機関によれば、B 特別支援学校から特別支援教育課の担当者に対して本件懇談記録を電子メール(以下「本件メール」という。)に添付して提出しており、その際に文書番号を取得しておらず、鑑文の作成をしていないとのことである。また、本件懇談記録は、B 特別支援学校が特別支援教育課への提出を判断したものであり、特別支援教育課はB特別支援学校に対して本件懇談記録の提出を依頼しておらず、鑑文の添付を求めてもいないとのことである。さらに、念のため、特別支援教育課及びB特別支援学校において請求内容に合致する文書を探索したが、存在しなかったとのことである。
  - イ 当審査会において実施機関から本件懇談記録及び本件メールについて説明を聴取したところ、以下のとおりとのことである。
    - (ア) 本件メールに添付されていた本件懇談記録のデータは、収受した日付 を入れたファイル名で特別支援教育課に保存され、プリントアウトされ て供用された。
    - (4) 学校と担当者との間で行われたデータの送受信のような事務的なやり取りに係るメールについては、特に保存期間を定めておらず、メールの保存容量を確保するため、個々の職員の判断により、不要なメールを定期的に削除している。そのため、B 特別支援学校及び特別支援教育課担当者のメールフォルダから本件メールは削除されている。
    - (ウ) B 特別支援学校は、本件懇談記録を事務上の参考資料として扱っていたため、文書番号を取得しておらず、鑑文も作成していない。特別支援教育課においても本件メールにより、本件懇談記録を受領したのみである。
    - (エ) 本件懇談記録は、B 特別支援学校長の責任において B 特別支援学校から特別支援教育課の担当者に提出されたものである。

- ウ 当審査会において事務局を通じて確認したところ、特別支援教育課内に保管されている本件懇談記録には、令和○年○月○日付けで「B 特別支援学校から令和○年○月○日(○)の懇談について報告がありました」と記載された供覧用紙が添付され、特別支援教育課長まで報告がなされていたが、B 特別支援学校からの鑑文は添付されていなかった。
- エ これらを踏まえて当審査会において検討したところ、実施機関の説明を 覆す事情は認められず、本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情も認 められない。
- オ したがって、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機 関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえない。
- (3) 審査請求人の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 別記

愛知県立B特別支援学校、C元校長が提出した〇年〇月〇日に行われた、女子生徒に関する話し合いの書き起こしに添付された鑑文

# (審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 3.11	諮問(弁明書の写しを添付)
6. 3.17	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6. 6.21 (第 687 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
6. 7.24 (第 690 回審査会)	審査請求人からの陳述書を受領
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6. 9.20 (第 692 回審査会)	審議
6.10.29	答申